

議案第27号

米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

米子市体育施設条例施行規則（平成17年米子市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前																																																																																																													
<p>（設備器具の使用料）</p> <p>第7条 条例別表第2の備考第2項の規定により教育委員会規則で定める体育施設の附属設備及び備付けの器具（以下「設備等」という。）の使用料の額は、1回（同表の備考第1項第8号に規定する1回をいう。）の使用ごとに、別表に定めるところにより算出した当該使用する設備等に係る総金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>別記 様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面） [様式省略] （裏面）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用月日（曜日）</td> <td>／（ ）</td> <td>／（ ）</td> <td>／（ ）</td> <td>／（ ）</td> <td>／（ ）</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">競技場 使用料</td> <td>専用使用</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>部分使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明設備使用料</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>冷暖房設備使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						使用月日（曜日）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	使用時間	～	～	～	～	～	競技場 使用料	専用使用	円	円	円	円	部分使用					個人使用					会議室使用料						照明設備使用料	～	～	～	～	～	冷暖房設備使用料						計						<p>（設備器具の使用料）</p> <p>第7条 条例別表第2の備考第2項の規定により教育委員会規則で定める体育施設の附属設備及び備付けの器具（以下「設備等」という。）の使用料の額は、1回（同表の備考第1項第12号に規定する1回をいう。）の使用ごとに、別表に定めるところにより算出した当該使用する設備等に係る総金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>別記 様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面） [様式省略] （裏面）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用月日（曜日）</td> <td>／（ ）</td> <td>／（ ）</td> <td>／（ ）</td> <td>／（ ）</td> <td>／（ ）</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">競技場 使用料</td> <td>専用使用</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>部分使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明設備使用料</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>冷暖房設備使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						使用月日（曜日）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	使用時間	～	～	～	～	～	競技場 使用料	専用使用	円	円	円	円	部分使用					個人使用					会議室使用料						照明設備使用料	～	～	～	～	～	冷暖房設備使用料						計					
使用月日（曜日）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）																																																																																																														
使用時間	～	～	～	～	～																																																																																																														
競技場 使用料	専用使用	円	円	円	円																																																																																																														
	部分使用																																																																																																																		
	個人使用																																																																																																																		
会議室使用料																																																																																																																			
照明設備使用料	～	～	～	～	～																																																																																																														
冷暖房設備使用料																																																																																																																			
計																																																																																																																			
使用月日（曜日）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）	／（ ）																																																																																																														
使用時間	～	～	～	～	～																																																																																																														
競技場 使用料	専用使用	円	円	円	円																																																																																																														
	部分使用																																																																																																																		
	個人使用																																																																																																																		
会議室使用料																																																																																																																			
照明設備使用料	～	～	～	～	～																																																																																																														
冷暖房設備使用料																																																																																																																			
計																																																																																																																			

附属設備・備付け 器具の使用に係る 総金額										
消費税及び地方消 費税相当分 (×10 /100)										
計										
合 計										

附属設備・備付け 器具の使用に係る 総金額										
消費税及び地方消 費税相当分 (× 8 /100)										
計										
合 計										

備考 表中の [] の記載は、注記である。

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の米子市体育施設条例施行規則第7条第1項の規定は、この規則の施行の日以後における体育施設の附属設備及び備付けの器具の使用に係る使用料（同日以後に納入の通知を行うものに限る。）について適用する。

議案第27号 参考資料

米子市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

(改正理由)

平成31年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、体育施設の附属設備及び備付けの器具の使用料に課する消費税及び地方消費税の税率を改めようとするものです。

(改正内容)

- 1 体育施設の附属設備及び備付けの器具の使用料に課する消費税及び地方消費税の税率を、100分の110（現行：100分の108）に改めることとする。
（第7条及び別記様式第1号関係）
- 2 改正後の米子市体育施設条例施行規則第7条第1項の規定は、この規則の施行の日以後における体育施設の附属設備及び備付けの器具の使用に係る使用料（同日以後に納入の通知を行うものに限る。）について適用することとする。（附則第2項関係）
- 3 この規則は、平成31年10月1日から施行することとする。

(参考法令)

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）
平成24年8月22日公布
平成26年4月1日施行
（消費税率を100分の4から100分の6.3に引き上げる部分）
※消費税率（標準税率）を100分の6.3から100分の7.8に引き上げる部分は、平成31年10月1日施行
- 2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）
平成24年8月22日公布
平成26年4月1日施行
（地方消費税率を、消費税額の100分の25（消費税率と合わせると100分の5）から63分の17（消費税率と合わせると100分の8）に引き上げる部分）
※地方消費税率を、消費税額の63分の17（消費税率と合わせると100分の8）から78分の22（消費税率（標準税率）と合わせると100分の10）に引き上げる部分は、平成31年10月1日施行

議案第 28 号

米子市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

米子市教育支援委員会規則（平成 17 年米子市教育委員会規則第 30 号）第 3 条の規定により、米子市教育支援委員会委員を次のとおり任命する。

平成 31 年 4 月 25 日

米子市教育委員会

1 委員の任期

平成 31 年 4 月 26 日から平成 31 年 7 月 31 日まで

2 任命する委員の氏名、所属等

氏 名	所 属（職）	備考
嘉 賀 晴 美	鳥取県立皆生養護学校 副校長	新任
山 根 美 保	鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校 教頭	〃
大 塚 秀 策	米子市立尚徳中学校 教頭	〃
西 村 健 吾	米子市教育委員会事務局 学校教育課長	〃

議案第 29 号

米子市図書館協議会委員の任命について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 15 条の規定により、米子市図書館協議会委員を次のとおり任命する。

平成 31 年 4 月 25 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 平成 31 年 4 月 25 日から平成 31 年 10 月 31 日まで
- 2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属	備 考
学校教育関係者	河 上 裕	米子市小学校長会	新 任
〃	福 田 知 浩	米子市中学校長会	〃

報告第3号

平成31年度学校給食費について

学校給食課

平成31年度の学校給食費について、米子市学校給食運営委員会の意見を承り検討した結果、小学校・中学校ともに前年度価格据え置きで、1食当たり小学校280円・中学校330円と決定しましたので報告します。

給食費の推移

(単位: 1食当たり/円)

	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
小学校児童	主食	50.68	50.18	51.42	50.21	51.42	55.19	53.01	51.09	52.37	53.59	53.86	55.41
	牛乳	39.28	41.68	43.40	43.30	43.85	44.31	43.90	43.90	46.00	46.50	47.70	49.10
	副食	163.85	161.98	158.89	159.82	158.06	153.88	153.88	155.80	154.30	152.67	158.62	155.67
	消費税	12.69	12.69	12.69	12.67	12.67	12.67	20.06	20.06	20.21	20.22	20.81	20.81
	合計	266.50	266.53	266.40	266.00	266.00	266.05	270.85	270.85	272.88	272.98	280.99	280.99
	給食費	266	266	266	266	266	266	270	270	272	272	280	280
中学校生徒	主食	59.08	58.46	59.89	58.38	59.86	64.38	61.66	59.14	60.65	61.84	62.31	63.77
	牛乳	39.28	41.68	43.40	43.30	43.85	44.31	43.90	43.90	46.00	46.50	47.70	49.10
	副食	200.61	198.82	194.94	196.42	194.38	189.41	189.41	191.93	190.23	188.86	196.46	193.60
	消費税	14.95	14.95	14.91	14.91	14.90	14.91	23.59	23.59	23.75	23.78	24.52	24.52
	合計	313.92	313.91	313.14	313.01	312.99	313.01	318.56	318.56	320.63	320.98	330.99	330.99
	給食費	313	313	313	313	313	313	318	318	320	320	330	330